

総 務 大 臣
片 山 虎之助 殿

統 計 審 議 会 会 長
竹 内 啓

諮問第273号の答申

家計調査及び特定消費統計調査（仮称）の計画について

総務省は、家計調査（指定統計第56号を作成するための調査）について、我が国の経済の動向を把握する上で個人消費の動向を把握することの重要性が増大していることを踏まえ、国民生活における家計収支の実態をよりの確に把握するとともに、報告者負担の軽減を図る観点から、別途統計報告の徴集として実施している単身世帯収支調査及び貯蓄動向調査を統合し、調査事項の変更等を行った上で実施することを計画している。

また、総務省は、家計調査を補完し、個人消費の動向を一層的確に把握するため、高額商品・サービス及びIT（情報技術）関連の消費の動向を把握する特定消費統計調査（仮称）を統計報告の徴集として実施することを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」等を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 個人消費の動向を把握する統計調査の枠組み

家計調査は、個人消費に関する基礎データとして、わが国の経済動向を把握し、経済政策を実施する上で重要かつ必要不可欠なものとなっている。しかし、現行の家計調査については、GDPの6割を占める個人消費の動向をマクロ的に把握する観点からは必ずしも十分ではなく、景気動向をよりの確に把握するためには、改善の余地があると指摘されている。

これに対する一つの改善策として、家計調査の調査客体数を増やして結果精度の向上を図ることが考えられるが、これにより結果精度を向上させるためには、調査客体数の大幅な増加が必要となる。家計簿方式を採っている現行の家計調査を前提とすれば、現在の調査客体数においても調査協力を得ることについて多大な労力を要している状況か

らみて、調査客体数を大幅に増加させることは、現実には非常に困難である。一方、現行の家計調査が家計簿方式によっていることから得られている各品目ごとの金額、数量は、消費者物価指数のウェイト作成等として使用されており、現段階では、現在の家計簿方式による調査は必要性を有していると認められる。

このような状況の中で、今回の調査計画は、現行の家計調査において出現率が低く、結果精度に大きな影響を与えている高額商品・サービスの消費について、家計調査より調査客体数の多い特定消費統計調査（仮称）によりその状況を把握し、家計調査を補完することにより、個人消費の動向を把握する精度の向上を図ろうとするものであり、併せて、近年、増加が著しいIT関連の消費を把握しようとするものである。

これについては、上記高額商品・サービス以外の日用品等の消費については、現行の家計調査において出現率が高く、現行の調査客体数でも十分な精度が確保されていることを勘案すると、厳しい調査環境の中で、IT関連の消費も含め、個人消費の動向をよりの確に把握するための現実的な改善策であると評価することができる。

このような観点から、両調査の実施に当たっては、以下に述べるような指摘を十分踏まえて具体的な改善を行うとともに、今後の課題として示された事項についても、その解決に向けて検討を進める必要がある。

2 今回の調査計画

(1) 家計調査の改正

ア 調査の統合

今回の改正計画では、国民生活における家計収支の実態をよりの確に把握する観点から、家計調査に単身世帯収支調査及び貯蓄動向調査を統合し、単身世帯を調査対象に加え、家計収支に関する調査と貯蓄・負債の保有状況に関する調査を指定統計調査として、一体的に実施することとしている。

これについては、単身世帯収支調査の結果精度が確保されるようになり、また、近年、総世帯の4分の1以上を占めるまでに拡大している単身世帯の収支動向が明らかになるとともに、家計の消費動向を分析する上で重要性が増している貯蓄・負債の保有状況と家計収支の関係が明らかになることから、個人消費動向のよりの確な把握に資するものであり、適当と認められる。

イ 調査事項

今回の改正計画では、単身世帯を調査対象の範囲に含めることに伴い、単身世帯を対象に「毎月の収支」、「年間収入」及び「世帯の状況」について調査するとともに、二人以上の世帯を対象として、貯蓄・負債の保有状況についての調査事項を、貯蓄動向調査における調査事項を簡素化した上で追加することとしている。これについては、二人以上の世帯と単身世帯を合わせた総世帯の家計収支を把握できるこ

と、家計の消費動向を分析する上で重要となっている貯蓄・負債の保有状況と家計消費の関係をよりの確に把握できることから、また、報告者負担の軽減にも資するものであることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、貯蓄・負債の保有状況のうち、「借入金残高」については、借入先により金利負担等が異なるため、借入先を公的機関、民間機関又はその他に区分することが、借入残高と消費動向との関連をみるという観点から有用であること、また、今回の改正計画では貯蓄・負債の保有状況に関する調査事項が大幅に簡素化されており、「借入金残高」を分割しても全体として負担軽減となることから、「公的機関」、「民間機関」及び「その他」に分割して調査することが適当である。

ウ 調査の方法

1) 貯蓄等調査

今回の改正計画では、貯蓄・負債の保有状況に関する調査である貯蓄等調査を調査開始から3か月目に行うことを計画している。これについては、現時点での推計では、現行の貯蓄動向調査と同程度か、又はそれより少し高い精度が得られると判断されることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、貯蓄等調査については、ある月の貯蓄・負債の残高としてその月を含む前後合わせて6か月間に調査された異なる調査客体の残高の平均を使用することから、四半期ごとに行う公表の際には、このことを報告書に明記する必要がある。

また、貯蓄・負債に関するデータの安定性について、例えばボーナス月の後に貯蓄・負債がどう変化するかということも含めて、今後、調査結果を確認していく必要がある。

2) 重量記入期間

家計簿において、二人以上の世帯を対象に調査している購入数量のうち重量の調査期間を現在の6か月間から、調査開始月の1か月のみに短縮する計画である。

これについては、報告負担の大きい重量記入が大幅に軽減されること、調査開始月の1か月のみに短縮しても、推計方法の改善により消費者物価指数のウェイト算定に必要な精度は得られると判断されることから、適当と認められる。

エ 調査票の構成等

調査票については、現行の家計調査では1種類である「家計簿」を「二人以上の世帯用」及び「単身世帯用」の2種類とし、二人以上の世帯に対して新たに「貯蓄等調査票」を追加するとともに、「年間収入調査票」、「世帯票」及び「準調査世帯票」については、二人以上の世帯及び単身世帯に共通する様式に変更する計画である。これについては、家計調査に単身世帯収支調査及び貯蓄動向調査を統合することに伴うものであり、調査票の共通化も図られており、

適当と認められる。また、「家計簿」の口座振替による支払欄について、あらかじめ項目名を調査票に印刷する固定項目の追加を行うこととしている。これについては、報告者負担の軽減の観点から、適当と認められる。

オ 集計様式及び公表方法

集計様式については、調査事項の見直しに応じたものとなっており、個人消費の状況が明らかになることから、適当と認められる。

公表方法については、二人以上の世帯に関する集計結果については調査月の翌月末に、単身世帯及び総世帯に関する集計結果については四半期結果を2月、5月、8月及び11月の中旬にそれぞれ公表する計画である。また、貯蓄・負債の状況に関する調査結果についても四半期ごとに公表する計画である。これらについては、今回の計画における標本数からみて、結果精度を確保する観点から、適当と認められる。

(2) 特定消費統計調査（仮称）の計画

ア 調査の対象と選定方法

1) 調査対象

今回の調査計画では、約30,000世帯（10世帯のうち1世帯は単身世帯）を対象とすることとしている。これについては、家計調査を補完する調査として高額商品・サービスの消費支出について、必要な精度が得られると判断されることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、試験調査の結果によると、単身世帯については、二人以上の世帯に比して回収率が低くなっていることから、特に単身世帯について回収率の確保に努める必要がある。

2) 他調査との重複排除

今回の調査計画では、本調査と家計調査、全国消費実態調査（指定統計第97号を作成するための調査）及び労働力調査（指定統計第30号を作成するための調査）等との調査区での重複排除を行うこととしている。これについては、報告者負担軽減の観点から適当と認められる。

イ 調査事項

今回の調査計画では、世帯の状況に関する事項（調査票甲）として、調査開始時に「世帯に関する事項」、「IT関連の商品・サービスの保有・利用状況」及び「インターネットの利用状況」を調査することとしている。また、毎月の特定の商品・サービスの購入等に関する事項（調査票乙）として、一回の購入当たりの支出金額、世帯における購入頻度等を勘案して調査品目を選定し、これを固定して「特定の商品・サービスへの1か月間の支出金額」を調査するほか、「消費に関するインターネットの利用状況」及び「世帯の支出総額」を把握する計画である。これについては、世帯の基礎的な状況とともに、家計調査を補完するために必要な調査品目の消

費及び I T 関連の消費の的確な把握に資するものであること、品目を固定することにより、フリー記入に比べて必要な調査品目についての捕捉状況がよくなると判断されることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、I T 関連の調査事項については、専門用語が多いので、報告者が的確に回答できるように、記入の手引き等で十分な説明をする必要がある。

ウ 調査の方法

1) 世帯内単身者の消費の把握

高額商品・サービスへの支出や I T 関連の消費については、収入のある同居の子供等の世帯内単身者の消費を的確に把握することが重要であり、これについては、個人用メモを配布し、世帯内単身者がそのメモに調査品目についての消費支出等を記入することにより、捕捉状況を高める等の調査上の工夫が必要である。

2) 民間の調査機関への委託

今回の調査計画では、民間の調査機関に委託して調査を実施することとしている。これについては、本調査は実査負担が大きく、地方公共団体における統計調査に関する事務負担の現状を勘案すると地方公共団体に委託することが困難であり、民間の調査機関においても調査を遂行する能力に問題がないと判断されることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、委託の際には、契約において守秘義務を明確にし、調査客体に誤解を与えないようにすることが必要である。

3) 調査票の配布及び回収

今回の調査計画では、調査票の配布は調査員が行い、調査票の回収は、調査員による回収及び郵送による回収を併用することとしている。これについては、予算的な制約等の中で、効率的な調査を実施する観点から、おおむね適当と認められる。

しかしながら、結果精度を確保する観点から、特に郵送による回収について回収率の確保に努めることが必要である。

エ 調査票様式

調査票様式は、報告者の記入の利便性、取扱いの容易さ等の観点からみて、適当と認められる。

オ 調査世帯の交替

調査計画では、調査世帯の交替について、調査世帯を 1 年間継続して調査することとし、全調査世帯を 12 のグループに分け、グループごとに定期的に入れ替えることを計画している。これについては、時系列でみた結果の安定性が確保されると判断されることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、調査期間の途中で、調査客体が回答をやめてしまう標本の欠落の問題について、今後、調査結果によりその状況を把握し、調査結果への影響について検

証する必要がある。

カ 集計様式及び結果の公表

集計様式及び結果の公表については、調査事項に応じた集計結果を調査月の翌月末に公表する計画であり、高額商品・サービスやIT関連の消費の状況が適時、的確に明らかになることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、個人消費をよりの確に把握するための家計調査及び特定消費統計調査（仮称）の結果の合成の在り方については、新たに実施される特定消費統計調査（仮称）の調査結果を踏まえ、その適切な合成方法について、前年同月比が把握できるようになる調査実施から1年後に公表できることを目途に検討を行うことが必要である。

キ 調査の名称

調査の名称については、家計調査を補完する調査であること、他の統計調査と紛らわしくないこと、また、国民にわかりやすく協力を得やすいことを考慮して「家計消費状況調査」とすることが適当である。

3 今後の課題

(1) 調査対象世帯の協力の確保

家計調査及び単身世帯収支調査については、両調査とも代替標本を選定しなければならない状況が多く発生しており、依然として調査協力を得るのが難しい状況にある。

調査対象世帯の協力の確保方策については、今回の家計調査の改正において、報告者負担軽減の観点から、調査項目の簡素化などを行うこととしている。また、従来から、家計調査の重要性等を説明するパンフレットを配布するなどの対応をしているが、引き続き、調査対象世帯の一層の理解、協力を得る方策について検討する必要がある。

(2) 家計調査における調査方法の改善

ア 世帯内単身者の収支状況の的確な把握

世帯全体の収支を把握するため、各世帯員の収支の状況を記入するよう調査世帯に依頼をしているが、世帯内単身者の収支状況をよりの確に把握する方策について、引き続き、検討する必要がある。

イ レシート貼付方式の採用による調査負担の軽減

レシート貼付方式について、現在までの検討において、1)補記が必要な事例が多くみられること、2)印字が薄く判読が困難な場合があること等の問題が指摘されており、すぐに採用することは難しい状況にあるものの、報告者負担軽減の観点から、引き続き、検討する必要がある。

ウ 情報技術を活用した調査の導入の可能性

パソコン等を利用した調査については、これにより、必ずしも調査客体すべてが

調査負担の軽減を感じるものではないが、パソコン等の情報機器は今後も普及すると考えられ、パソコン等を利用した調査により記入負担が軽減したとを感じる調査客体も増加していく可能性があることから、引き続き、その導入方法等について検討する必要がある。

(3) 単身世帯における貯蓄・負債状況の把握

単身世帯の貯蓄・負債の保有状況の把握については、単身世帯の調査協力を得るのが難しく、新しい枠組みによる調査を円滑に実施する観点から、今回の家計調査の改正では、調査を行わないこととしたものである。しかし、単身世帯の貯蓄・負債の保有状況は、世帯全体の貯蓄・負債の保有状況を把握する上で非常に重要なものであり、将来的には、新たな調査方法の導入を含め、その把握を行うことについて検討する必要がある。

(4) 特定消費統計調査（仮称）における調査項目の見直し

高額商品・サービスについては、新たな商品・サービスの登場、消費生活の変化等によって、今後、本調査によって把握することが必要となる新しい品目が出現したり、今回の計画で把握することとしている品目について把握の必要性が低下したりする可能性がある。これについては、今後、家計調査における新しい品目の出現の状況や本調査における調査品目の出現率の変化等を踏まえ、本調査における調査品目が、常に家計調査を補完する上で適切なものとなるよう、見直しを行っていく必要がある。